

平成 29 年 5 月 17 日
群馬行政評価事務所

ご活躍いただいた行政相談委員及び啓発・宣伝 にご協力いただいた報道機関に表彰状贈呈 ～ 行政相談委員全体会議の開催等 ～

5 月 24 日（水）の 13 時から前橋テルサにおいて県内の行政相談委員が一
堂に会する行政相談委員全体会議を開催し、行政相談活動に尽力された 3 名
の委員に関東管区行政評価局長表彰 が、7 名の委員に群馬行政評価事務所長
感謝状 が贈られます。

また、行政相談委員全体会議に引き続いて開催される群馬行政相談委員協
議会総会において、行政相談委員活動に関し顕著な功績のあった 委員 1 名
と、行政相談委員活動の啓発・宣伝に大きく貢献していただいた 上毛新聞社
及び群馬テレビ株式会社に全国行政相談委員連合協議会会長表彰 が贈られ
ます。



行政相談シンボルマーク

【本件連絡先】

総務省 群馬行政評価事務所 行政相談課

担 当：井澤、西、若月

電 話：027-221-1648

F A X：027-221-1649

E-mail：gunma30@soumu.go.jp

◎ 行政相談委員全体会議の開催

県内の行政相談委員が一堂に会する行政相談委員全体会議を開催します。

- ・日時：5月24日（水） 13:00～
- ・場所：前橋テルサ8階「けやきの間」（前橋市千代田町2-5-1）

同会議においては、行政相談委員への関東管区行政評価局長表彰状等の贈呈、平成28年度行政相談実績の報告、平成29年度一日合同行政相談所の開設予定の説明等を行います。

◎ 行政相談委員等の表彰

行政相談活動に尽力された **3名の行政相談委員に関東管区行政評価局長表彰**が、**7名の委員に群馬行政評価事務所長感謝状**が贈呈されます。

・平成29年度関東管区行政評価局長表彰受賞者（3名）

中島 昭平（なかじま しょうへい）委員	（高崎市担当）	平成19年4月1日委嘱（委嘱期間：10年1か月）
高橋 宏明（たかはし ひろあき）委員	（安中市担当）	平成19年4月1日委嘱（委嘱期間：10年1か月）
関 亜刀美（せき あとみ）委員	（高山村担当）	平成17年7月1日委嘱（委嘱期間：11年10か月）

・平成29年度群馬行政評価事務所長感謝状受賞者（7名）

高橋 真澄（たかはし ますみ）委員	（前橋市担当）	平成23年4月1日委嘱（委嘱期間：6年1か月）
栗原 定男（くりばら さだお）委員	（前橋市担当）	平成25年4月1日委嘱（委嘱期間：4年1か月）
小川 裕永（おがわ ひろなが）委員	（明和町担当）	平成24年7月1日委嘱（委嘱期間：4年10か月）
山柴 由美子（やましば ゆみこ）委員	（桐生市担当）	平成23年4月1日委嘱（委嘱期間：6年1か月）
武部 裕子（たけべ ゆうこ）委員	（富岡市担当）	平成23年4月1日委嘱（委嘱期間：6年1か月）
山田 文子（やまだ ふみこ）委員	（沼田市担当）	平成25年4月1日委嘱（委嘱期間：4年1か月）
増田 豊次（ますだ とよじ）委員	（みなかみ町担当）	平成25年4月1日委嘱（委嘱期間：4年1か月）

- ・平成 29 年度全国行政相談委員連合協議会会長表彰受賞者（1名、2社）

行政相談委員全体会議に引き続いて開催される群馬行政相談委員協議会総会において、行政相談委員活動に関し顕著な功績のあった 1名の委員に全国行政相談委員連合協議会会長表彰 が贈呈されます。

伊藤 ゆきえ（いとう ゆきえ）委員（高崎市担当）平成 13 年 4 月 1 日委嘱（委嘱期間：16 年 1 か月）

全国行政相談委員連合協議会では、行政相談委員活動の支援に関し顕著な貢献のあった者又は団体に対する表彰を行っており、群馬県では初めて、群馬行政相談委員協議会や行政相談委員が主催する行事等を積極的に取材し、報道するなど、行政相談委員制度及び行政相談委員活動の啓発・宣伝に大きく貢献していただいているとして、地元報道機関 2 社に全国行政相談委員連合協議会会長表彰 が贈呈されます。

- ・上毛新聞社
- ・群馬テレビ株式会社

◎ 平成 28 年度行政相談受付実績

平成 28 年度の行政相談受付実績は、図 1 及び表 1 のとおり、事務所受付 1,195 件、委員受付 1,111 件、合計 2,306 件 となっており、前年度より 9 件増加している。

図 1 行政相談受付実績の推移

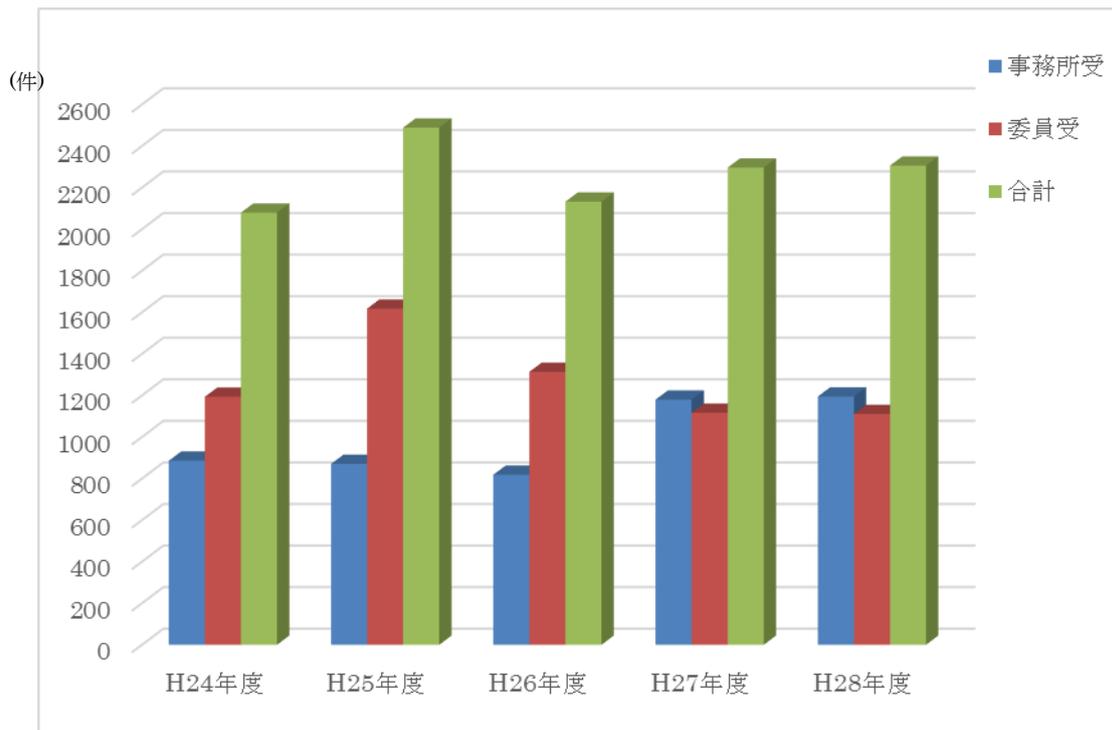


表 1 行政相談受付実績の推移

年 度	平成 24	25	26	27	28
事 務 所	886	871	819	1,180	1,195
	(42.6)	(35.0)	(38.3)	(51.4)	(51.8)
行政相談委員	1,194	1,618	1,314	1,117	1,111
	(57.4)	(65.0)	(61.7)	(48.6)	(48.2)
合 計	2,080	2,489	2,133	2,297	2,306
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	<100>	<120>	<103>	<110>	<111>

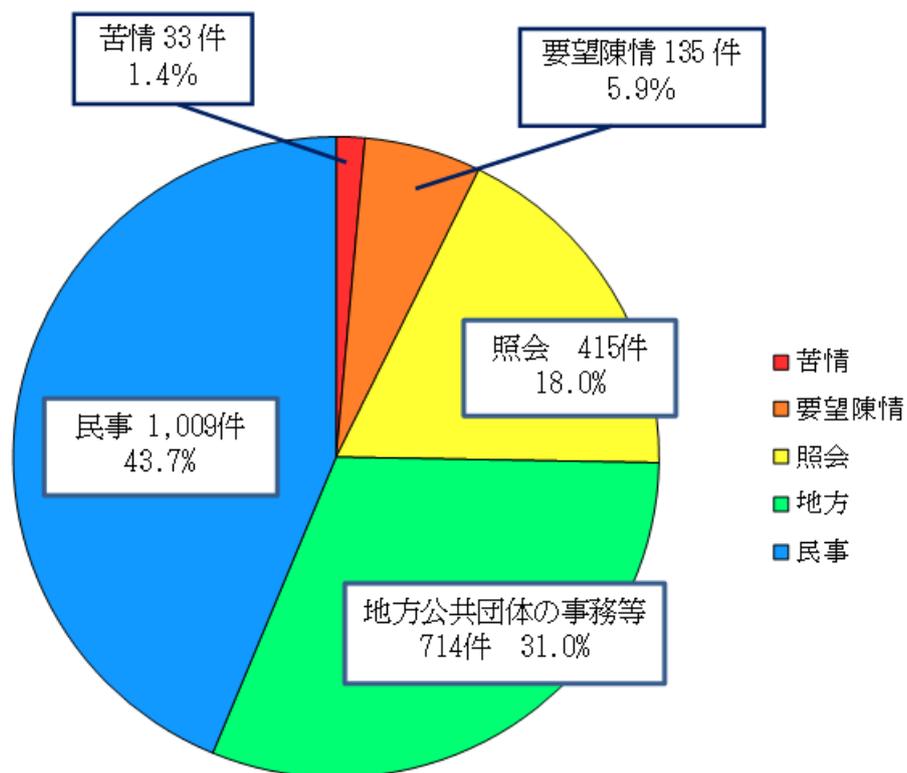
(注) 〈 〉 は、平成 24 年度の件数を 100 とした場合の件数の比を表す。

行政相談事案の内容別内訳

平成 28 年度の行政相談事案 2,306 件について、内容別にみると、図 2 のとおり、国の行政に関する苦情 33 件 (1.4%)、要望陳情 135 件 (5.9%)、照会 415 件 (18.0%) であり、地方公共団体等の事務が 714 件 (31.0%)、民事が 1,009 件 (43.7%) となっている。

なお、行政分野別にみると、登記、国税及び年金が多くなっている。

図 2 平成 28 年度の行政相談事案の内容別内訳



・ **主な行政相談事案**

○ 群馬行政評価事務所が取り扱ったもの

相談の内容	対応結果
<p>市に戸籍謄本の第三者請求をしたが、交付の可否について法務局と協議しているとす るばかりで全く結論が出ない。早く結論を出してほしい。</p>	<p>相談を受けた行政評価事務所は、法務局本局、同支局及び市に連絡し、審査状況を調査した。 その結果、法務局において早急に交付の可否について結論を出すこととなった。</p>
<p>国道及び県道に係る歩道橋について、県道側の登り口付近の歩道の幅が狭く、通行する自転車等と歩道橋を利用する人が接触事故を起こしそうで危険である。注意を促す看板を設置するか、歩道を拡幅すべきである。</p>	<p>連絡を受けた行政評価事務所は、現地を確認するとともに、国道事務所及び県に連絡した。 その結果、注意喚起の標識が設置されることとなった。</p>

○ 行政相談委員が取り扱ったもの

相談の内容	対応結果
<p>市の指定重要文化財の御堂の屋根に枝葉が覆い被さり、中の阿弥陀如来像にも草が巻き付いている。枝葉や草を除去すべきである。</p> 	<p>行政相談委員は現地を確認後、市の担当課に連絡した。 その結果、御堂の枝葉及び阿弥陀如来像の草が除去された。</p> 
<p>側溝の転落防止用の柵が破損している。修理してほしい。</p> 	<p>行政相談委員は現地を確認後、所管する市役所に修理を依頼した。 その結果、柵が修理された。</p> 
<p>近くの空き家は外壁がはがれ、ベニヤ板が落下していたり、蜂が棲みついていたりと危険である。区長にも話をしたが改善されない。 早急に空き家を撤去してほしい。</p>	<p>行政相談委員は、相談者と共に現地を確認し、市の建設課に状況を説明した。 その後、市で状況確認を行った結果、所有者に改善指導が行われ、空き家は撤去された。</p>

◎ 平成 29 年度一日合同行政相談所の開催予定

国や県・市町村などの行政機関、弁護士、司法書士、税理士などが一堂に会して、国民の皆様から様々なご相談やお困りごとにワンストップで対応する「一日合同行政相談所」を以下のとおり開催します。

一日合同行政相談所名	開催月日・時間	開催場所	参加機関
安中一日合同行政相談所	5月18日(木) 13:00~16:00	安中市文化センター	法務局、年金事務所、弁護士等
富岡・甘楽一日合同行政相談所	5月30日(火) 13:00~16:00	富岡市生涯学習センター	法務局、弁護士、税理士、社労士等
前橋一日合同行政相談所	10月上旬(予定) 13:00~16:00	群馬県生涯学習センター(予定)	法務局、年金事務所、弁護士等(予定)
館林一日合同行政相談所	10月6日(金) 13:00~16:00	城沼公民館	法務局、年金事務所、弁護士等(予定)
高崎一日合同行政相談所	10月12日(木) 13:00~16:00	高崎市役所	法務局、年金事務所、弁護士等(予定)
太田一日合同行政相談所	10月16日(月) 13:00~16:00	太田市役所	法務局、年金事務所、弁護士等(予定)
桐生・みどり一日合同行政相談所	10月18日(水) 13:00~16:00	桐生市保健福祉会館	法務局、年金事務所、弁護士等(予定)
伊勢崎一日合同行政相談所	10月23日(月) 13:00~16:00	伊勢崎市文化会館	法務局、年金事務所、弁護士等(予定)

【行政相談委員とは？】

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、住民の身近な相談相手として、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続に関する問い合わせ等の相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知等は無報酬で行っています。

(委員数：県内 90 名 (全国約 5,000 名)、各市町村に 1 名以上配置)

【総務省の行政相談制度】

総務省では、国民から国などの行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関等に必要なあっせんを行い、その解決や実現を図るとともに、行政の制度及び運営の改善を図る「行政相談」を行っています。

群馬県内の行政相談の受付窓口は、以下のとおりです。

行政相談の受付窓口

区 分		電 話 番 号 等	
行政 評価 事務 所	受 付 時 間	平日 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分	
	受 付 方 法	行政苦情 110 番 <small>おこまりならまるまるくじょー ひやくとおぼん</small> 027-221-1100 0570 - 090110 (土日祝日及び夜間は留守番電話) ※0570-090110 は IP 電話からの利用不可	
		行政苦情 FAX	027-221-1649
		電子メール	総務省群馬行政評価事務所のホームページ (http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/gunma.html)
行政相談委員		群馬県内の各市町村に 90 名配置 市町村役場、公民館等で定期的に定例相談所を開催 ※ 定例相談所の日程等についての問い合わせ先 群馬行政評価事務所 027-221-1100	